

2009年 9月 1日
学 長 裁 定

愛知教育大学の研究費等に係る不正使用防止計画

1. 目的

愛知教育大学（以下「本学」という。）の研究費等に係る不正使用防止に関する取扱いについて、不正使用を誘発する要因を除去し、当該不正使用に対する抑止機能を有する環境及び体制を確立するため必要な事項を定め、研究費等を適正に運営及び管理することを目的とする。

2. 責任体系の明確化

1) 最高管理責任者（学長）

- ・研究費等の運営及び管理についての最高管理責任
- ・研究活動の健全な発展のための行動指針の策定及び不正行為等の防止の遂行

2) 総括管理責任者（総務担当理事）

- ・大学全体の研究費等の運営及び管理の総括
- ・研究活動不正行為対応委員会の運営

3) 部局責任者（教育学部の各学系，附属図書館，附属学校部及び事務局の長）

- ・部局の研究費等の運営及び管理
- ・研究費等に係る不正使用防止計画の実施
- ・研究者倫理向上のための啓発の実施

4) 研究活動不正行為対応委員会

- ・研究費等に係る不正使用防止計画の策定
- ・研究活動における不正行為についての調査

5) 機関経理

- ・会計機関による全ての研究費の管理，執行

3. 不正使用防止計画の実施及び周知等

研究費等の適正な管理・執行を図るとともに、不正使用の防止を図るため次のことを実施する。

1) マニュアルの作成，周知及び公表

研究費等に係る管理，執行，研究者の行動規範，違反した場合の罰則及び不正行為等の調査等に関する事項をまとめたマニュアルを作成し，ホームページ等により周知するとともに，当該研究費等におけるルール及び本学関係規程の遵守の徹底を図る。

また，不正使用の防止計画は学内外に公表するものとし，本学の不正行為等の防止に関する取り組みを広める。

2) 研修会等の実施

マニュアルを利用した不正使用の防止に係る研修会を適宜に開催する。

4. 研究費等の適正な管理について

1) 研究費等の計画的執行を検証できる体制

財務会計システムと連動した物品請求（発注）システムを活用する。

2) 物品の検収

関係規程に基づく会計事務職員（契約担当役の補助者）による検収を実施し、効率的かつ効果的な運用方法を確立する。

3) 出張の確認

出張事実を効率的かつ効果的に確認する方法を確立する。

4) 謝金，給与等に係る業務実態等の確認

業務等の実態を正確に把握する体制を整備し、効率的かつ効果的に確認する方法を確立する。

5. 不正使用に対する調査及び懲戒について

1) 通報窓口の設置

本学の公益通報制度規程に基づいて、不正使用に関する通報窓口を学内に設置する。
なお、通報者の保護には十分に配慮するものとする。

2) 調査等について

不正使用が疑われる場合の調査，是正措置等に関する実施については研究活動不正行為対応委員会において行う。

3) 処分等について

不正使用が行われた場合の教職員及び業者に対する処分等に関しては，関係規程に基づき対応する。

6. 研究費等の運営・管理に対する内部監査及びモニタリングについて

部局の実務担当者及び研究者と直接ヒアリングを行うなどにより，実際の研究費等の執行現場における実態を正確に把握するとともに，大学全体の視点から，実効性のある内部監査及びモニタリングを行う体制を整備する。